

令和 3 年度東京都税制調査会答申（案）に関する修正点

II 税制改革の方向性

2 時代の変化に対応した税制度の構築

(3) 自動車関連税制

■ P66 要約の第 2 段落

- 我が国では、税制のグリーン化として、車体課税について見直しが進められてきたが、欧州諸国では、EU 加盟国のうち 20 か国が、CO₂排出量を課税の基準に取り入れるなど、我が国よりも取組が進んでいる

⇒ 下線部を「21 か国」に修正

■ P69 上から 8 行目～

2018 年時点で、EU 加盟国のうち 20 か国が、CO₂排出量を課税の基準に取り入れるなど、税制のグリーン化の取組は我が国よりも進んでいる。

⇒ 下線部をそれぞれ、「2021 年」、「21 か国」に修正

■ P69 脚注 74 に一部追加

ACEA（欧州自動車工業会）「Automobile Industry Pocket Guide 2021-2022」
P. 66（2021 年 9 月）

(4) 新たな国際課税ルールへの対応

■ P77 本文中、最初のパラグラフを以下のとおり修正。

（国際課税の合意）

- ・ I, 2 (4) にあるとおり、2021 年 10 月、国際課税に関する最新の OECD 案に対し、136 か国・地域が最終合意に至るとともに、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の共同声明にて「支持」されることとなった。
- ・ ところで、当該案では世界全体に係る税収の増額の試算は示されているものの、我が国の税収への影響については、未確定な部分が多い。今後、この合意の具体化に当たり、我が国は新たな国際課税ルールに基づく調整を迫られると考えられる。